

S B I

コーポレートデータ

S	企業理念	94
I	沿革	94
N	株主・株式	95
R	役員の状況	96
A	従業員の状況	96

U R A
N C E

企業理念

企業理念	新しい時代に、新しい保険を
経営方針	最先端の商品と最高水準のサービスを目指す テクノロジーの力で新たな価値を創造する グループシナジーで保険生態系を構築する
行動指針	人に誠実に、社会に公正に向き合う 誇りと情熱を持って仕事に取り組む お客様本位の姿勢を常に大切にする
コーポレートスローガン	プライスリーダーからゲームチェンジャーへ

沿革

2006年6月	SBIホールディングス(株)とあいおい損害保険(株)(現あいおいニッセイ同和損害保険(株))の共同出資によりSBI損害保険設立準備(株)設立
2007年12月	損害保険業の免許を取得、商号をSBI損害保険株式会社に変更
2008年1月	営業を開始 「SBI損害の自動車保険」販売開始
2011年10月	東京コンタクトセンターを開設
2012年8月	「SBI損害のがん保険[自由診療タイプ]」の販売を開始
2013年7月	大阪損害サービスセンターを開設
2013年10月	九州コンタクトセンター(佐賀県鳥栖市)を開設
2016年10月	「SBI損害の火災保険」販売開始
2018年1月	契約件数100万件を突破
2018年8月	仙台損害サービスセンターを開設
2018年10月	福岡損害サービスセンター・福岡コンタクトセンターを開設
2018年12月	「賠償責任保険」の販売を開始
2019年11月	自動車保険のリアルタイム見積りサービス「カシヤッとスピード見積り(通称:カシヤッピ®)」提供開始 「動産総合保険」の販売を開始
2020年11月	「生活総合保険」の販売を開始
2021年11月	「医療費用保険」の販売開始 地域金融機関と「健康口座」サービスを開始
2022年2月	大阪オフィスを移転
2022年4月	新宿オフィスを開設
2022年9月	「SBI損害の自動車保険」商品改定、法人契約の申込みがインターネットで可能に
2023年4月	「SBI損害の海外旅行保険」販売開始

株主・株式

①基本事項

株主総会開催時期：毎年4月1日から4か月以内 決算期日：毎年3月31日
公告方法：電子公告（※） （※）公告掲載URL（<http://www.sbisponpo.co.jp/koukoku/>）

②株式分布状況および株主

（2023年7月1日現在）

株主名称	本社住所	持株数	発行済株式総数に対する持株数の割合
SBI インシュアランスグループ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	11,533,467株	99.19%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	94,070株	0.81%

③資本金の推移および最近の新株の発行

（2023年7月1日現在）

年月日	新株発行数	発行済株式総数	増減資額	資本金の額	資本準備金の額
2013年11月29日	1,000,000株	4,720,536株	3,000百万円	16,050百万円	15,950百万円
2014年9月30日	66,667株	4,787,203株	200百万円	16,150百万円	16,050百万円
2015年3月31日	233,334株	5,020,537株	700百万円	16,500百万円	16,400百万円
2018年10月26日	6,607,000株	11,627,537株	8,001百万円	20,500百万円	20,400百万円
2023年2月1日	-	11,627,537株	▲29,901百万円（注）	11,000百万円（注）	0（注）

（注）株主資本における勘定科目間の振替処理であるため、株主資本の合計額に変動はありません。

④1株当たり配当等の推移

区分	年度	2021年度	2022年度
1株当たり配当額		-円-銭	-円-銭
1株当たり当期純利益		47円18銭	69円53銭
配当性向		-%	-%
1株当たり純資産額		1,058円93銭	1,079円06銭

（注）1株当たり当期純利益は【当期純利益÷期中平均株数】により算出しております。

役員の状況

(2023年7月1日現在)

役職名	氏名	担当業務
代表取締役社長	五十嵐 正明	経営戦略本部、カスタマー本部、内部監査室、お客様相談室、金融法人戦略室、社長室
常務取締役執行役員	川嶋 恒彦	営業本部
取締役執行役員	高田 和弘	コーポレート本部
取締役執行役員	祢寝 大輔	損害サービス本部
取締役執行役員	木村 正重	経営戦略本部
執行役員	早野 梵天丸	営業本部、金融法人戦略室
執行役員	樋口 健二	カスタマー本部
執行役員	内田 信幸	損害サービス本部
執行役員	砂子 弘	営業本部
執行役員	小嶋 好明	コーポレート本部
執行役員	登内 譲治	経営戦略本部、カスタマー本部
常勤監査役（社外）	齋木 達夫	
監査役（社外）	宇塚 勝見	
監査役（社外）	本間 尚登	

従業員の状況

(2023年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
657名	41.5歳	5.5年	4,512千円

女性管理職比率	男性の育児休業取得率	男女間賃金格差	
16.6%	80.0%	労働者の男女の賃金差異（全従業員）	62.7%
		労働者の男女の賃金差異（正規雇用労働者）	60.9%
		労働者の男女の賃金差異（非正規雇用労働者）	63.9%

採用方針	<p>当社の企業理念である「新しい時代に、新しい保険を」の実現に向けて、最先端の商品と最高水準のサービスを目指し、テクノロジーの力で新たな価値を創造できる人材を採用したいと考えています。また、人に誠実で情熱をもって仕事に取り組み、お客様本位の姿勢を大切にする高い専門性や知見を有する人材を求めています。</p> <p>当社では、上記方針に基づき、人種、国籍、性別、年齢、障がい、宗教、性的志向などに関係なく、公正かつ公平な採用を進めています。</p>
研修制度	<p>SBI グループの考える企業価値の三構成要素のひとつとしての人材価値を向上させるべく、以下のような研修等を通じて人材の育成を図っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種資格取得支援制度 ・コンプライアンス研修 ・SBI 大学院大学企業派遣制度 ・上級管理職研修 ・e ラーニング (ビジネス関連学習コース約 130 講座)
福利厚生	<p>法律で定められている各種社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を整備しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産休育休制度 ・介護休暇制度 ・短時間勤務制度 ・社員持株会 ・確定拠出年金制度 ・財産形成貯蓄制度

損害保険用語の解説（50音順）

あ行

【異常危険準備金】

異常災害による損害のてん補に充てるために保険会社が積み立てる準備金のことを言います。

【逸失利益】

事故などにより被保険者が死亡または後遺障害により働けなくなった結果、その事故がなければ得られたであろう経済的利益のことです。

【受再】

ほかの保険会社からの「再保険」を引き受けることを言います。

か行

【解約返戻金】

保険期間中に解約・解除等があった場合に、保険会社から契約者にお返しする保険料です。

【価格変動準備金】

保有する株式・債券などの価格変動による損失に備えるため、将来発生が見込まれる危険に備えて保険会社が積み立てる準備金を言います。

【記名被保険者】

自動車保険において、契約自動車を主に運転する方で、契約時に記名被保険者として指定された方を指します。

【契約者配当金】

積立保険において積立部分の実際の運用利回りが予定期率を超えた場合、満期時に契約者に支払われる金額です。なお、当社において積立保険は取り扱いません。

【契約者配当準備金】

積立保険の契約者配当金を満期時に支払うために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。なお、当社において積立保険は取り扱いません。

【後遺障害】

身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態をいいます。

【交通事故証明書】

交通事故の事実を確認したことを証明するものです。事故が発生した場所を所轄する各都道府県の自動車安全運転センターが交付します。

【告知義務】

ご契約時に保険会社が告知事項として質問した事項について、事実を回答していただく義務のことです。

さ行

【再保険】

保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任のすべて、あるいは一部分をほかの保険会社に転嫁することをいいます。

【再保険プール】

保険責任の分散・平準化を効率的に図るために共同で行う再保険のことをいいます。プールに参加した保険会社は、保険契約をプールに出再し、かつ、所定の配分割合分を受再していることとなります。

【事業費】

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称しています。

【そんば ADR センター】

損害保険協会のお客さま対応窓口で、専門の相談員が、交通事故に関するご相談、その他損害保険に関するご相談に対応します。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関（金融機関 ADR 機関）として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受け付けや損害保険会社との間の紛争解決の支援（和解案の提示等）を行っています。

【自賠責保険】

自動車損害賠償保障法によって自動車を使用する際に加入が義務付けられている保険で、人身事故における被害者救済を目的とした強制保険です。なお、正式名称は自動車損害賠償責任保険です。

【支払備金】

すでに発生した保険事故について、その保険金の支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

【出再】

ほかの保険会社に「再保険」を引き受けてもらうことをいいます。

【自由診療】

公的医療保険制度の対象となるかどうかに関わらず、公的医療保険制度を利用しないで自費負担で受ける診療をいいます。

【セカンドオピニオン】

患者にとって最善と考えられる診療を患者と主治医で判断するために主治医以外で医師の意見を聞くことです。

【責任準備金】

将来生じうる保険金の支払いなどの保険契約上の保険会社が負う債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金のことをいいます。

【先進医療】

厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養（厚生労働大臣が定める施設基準に適合すると承認を受けた医療機関で行われる療養に限ります）のことをいい、公的医療保険制度の保険給付の対象とすべきものがどうかを評価する段階にある療養です。先進医療は公的保険診療と併用することができますが、先進医療にかかる部分は全額自己負担となります。

【損害保険大学課程】

一般社団法人日本損害保険協会が実施している資格認定制度で、損害保険募集人一般試験の合格者を対象にしたプログラムです。

【損害保険募集人一般試験】

これから代理店登録または募集人届出をする方、すでに代理店登録または募集人登録をしている方を対象に、一般社団法人日本損害保険協会が実施する試験です。試験は基礎単位と商品単位で構成されており、単位ごとに5年おきの更新制です。

【損害保険料算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく料率算出団体です。自動車保険、火災保険および傷害保険等の参考純率ならびに自賠責保険および地震保険の基準料率の算出を主要な業務としています。

た行

【第三分野保険】

第一分野（生命保険）、第二分野（損害保険）のいずれにも属さない医療保険や介護保険などを指します。

【特約再保険】

あらかじめ出再する条件を定めて置き、その条件を満たす保険契約をすべて出再する形態の再保険のことをいいます。

な行

【ノンフリート等級】

保険の対象となる自動車の所有台数が9台以下の保険契約に対して適用される割増・割引率の等級（1～20等級）のことをいいます。

は行

【払戻積立金】

積立保険および満期時に一定の条件で保険料を返還する保険において満期返戻金または保険料の払戻等に備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。なお、当社においてこれに該当する保険は取り扱いがありません。

【普通責任準備金】

一般の保険において決算時から保険終期までの期間の保険支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

【保険期間】

補償となる期間のことをいいます。この期間内に保険事故が発生した場合にのみ保険会社は保険金を支払います。ただし、保険期間中であっても保険料が支払われていないときに生じた損害または傷害については一般的には保険金をお支払いしません。

【保険業法】

保険会社の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図り、生活の安定および経済の健全な発展に資することを目的とする法律です。

【保険金】

保険事故による損害または傷害に対して保険会社が被保険者等に支払うお金のことをいいます。

【保険金額】

契約金額のことをいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。

【保険契約者保護機構】

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約者などを保護し、保険業に対する信頼性を維持することを目的として、保険業法に基づき設立された法人です。ここには、日本国内で損害保険業を営む免許を受けた損害保険会社がすべて加入しており、加入損害保険会社の補償対象契約の保険契約者などが補償の対象となります。

【保険契約準備金】

保険契約に基づく保険金の支払い責任を果たすために、保険会社が積み立てる準備金のことをいい、支払備金、責任準備金があります。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担するための対価として、保険契約者が保険会社に支払うお金のことをいいます。

【保険料積立金】

保険期間が長期の第三分野保険および積立金において将来の保険金等の支払いに備えるために、保険会社が積み立てる準備金のことをいいます。

ま行

【元受契約】

保険会社が保険契約者から直接引き受けた保険契約のことをいいます。

【元受保険料】

元受契約によって領収する保険料のことをいいます。出再する前の保険料であることを明示する場合に用いる用語です。